

民法

総まくり 140

〈参考文献〉

- ・「入門民法（全）」（著：潮見佳男 - 有斐閣）
- ・「基本講義 債権各論Ⅰ」第2版（著：潮見佳男 - 新世社）
- ・「基本講義 債権各論Ⅱ」第2版（著：潮見佳男 - 新世社）
- ・「プラクティス民法 債権総論」第3版（著：潮見佳男 - 信山社）
- ・「民法Ⅰ 総則・物権総論」第4版（著：内田貴 - 東京大学出版会）
- ・「民法Ⅱ 債権各論」第3版（著：内田貴 - 東京大学出版会）
- ・「民法Ⅲ 債権総論・担保物権」第3版（著：内田貴 - 東京大学出版会）
- ・「民法Ⅳ 親族・相続」補訂版（著：内田貴 - 東京大学出版会）
- ・「LEGAL QUEST 民法Ⅳ 親族・相続」第3版（著：前田陽一ほか - 有斐閣）
- ・「民法講義Ⅰ 総則」第3版（著：山本敬三 - 有斐閣）
- ・「民法講義Ⅳ-1 契約」（著：山本敬三 - 有斐閣）
- ・「民法の基礎 1 総則」（著：佐久間毅 - 有斐閣）
- ・「民法の基礎 2 物権」（著：佐久間毅 - 有斐閣）
- ・「担保物権法 現代民法Ⅲ」第3版（著：道垣内弘人 - 有斐閣）
- ・「要件事実論 30 講」（編著：村田渉・山野目章夫 - 弘文堂）
- ・「紛争類型別の要件事実」（法曹会）
- ・「新問題研究 要件事実」（法曹界）
- ・「民事判決起案の手引」（法曹界）
- ・「要件事実マニュアル 1・2」（著：岡口基一 - ぎょうせい）
- ・「民法判例百選Ⅰ 総則・物権」第7版（有斐閣）
- ・「民法判例百選Ⅱ 債権」第7版（有斐閣）
- ・「民法判例百選Ⅲ 親族・相続」（有斐閣）
- ・「法学セミナー増刊 新司法試験の問題と解説」2006～2011（日本評論社）
- ・「法学セミナー増刊 司法試験の問題と解説」2012～2015（日本評論社）
- ・「受験新報」2006～2015（法学書院）

第1部 総則

第1章 権利の主体 - 自然人 p1～3

第1節. 権利能力

【論点1】権利能力の始期

【論点2】権利能力の終期

【論点3】失踪宣告による死亡擬制

- ・死亡擬制の及ぶ範囲
- ・32条1項後段の「善意」
- ・32条2項但書の返還義務

第2節. 意思能力 p4

第3節. 行為能力制度 p5～7

【論点1】取消権行使と第三者

【論点2】意思能力と行為能力の関係

【論点3】制限行為能力者の詐術

第2章 権利の主体 - 法人 p8～11

【論点1】法人の権利能力 p8

- ・会社
- ・公益法人
- ・員外貸付

【論点2】権利能力なき社団 p10

- ・権利能力なき社団の成立要件
- ・社団財産の帰属態様
- ・総有帰属の要件
- ・取引上の債務の帰属・責任

第3章 物 p12～14

【論点1】一筆の土地の一部の取引

【論点2】建築中の建物が土地とは別個独立の不動産となる時点

【論点3】建築途中の建物への第三者の工事と所有権の帰属

第4章 意思表示による権利変動 p15～16

【論点1】意思表示の到達

- ・意思表示の到達
- ・相手方が故意に受領を拒絶した場合

【論点2】遺産分割協議の申入れには遺留分減殺の意思表示が含まれるか

第5章 意思表示の瑕疵 p17～32

第1節. 心裡留保 p17

第2節. 通謀虚偽表示 p18～22

【論点1】善意の第三者

- ・「第三者」
- ・「善意」
- ・対抗要件としての登記
- ・権利保護要件としての登記
- ・真の権利者からの譲受人との関係

【論点2】転得者

- ・悪意の転得者からの善意の転得者
- ・善意の第三者からの悪意の転得者

【論点3】94条2項による権利取得の法的性質

【論点4】94条2項の類推適用

- ・94条2項類推適用による権利取得
- ・権利者の帰責性
- ・第三者の正当な信頼

第3節. 錯誤 p23～26

【論点1】動機の錯誤

【論点2】重過失の再抗弁に対する再々抗弁

- ・相手方の悪意
- ・共通錯誤

【論点3】瑕疵担保責任との関係

【論点4】無効主張権者

- ・表意者重過失の場合における表意者以外の者による無効主張
- ・表意者の債権者による無効主張

【論点5】身分行為の錯誤

第4節. 詐欺 p27～30

【論点1】96条3項の「第三者」

【論点2】96条3項の「善意」

【論点3】登記の要否

- ・対抗要件としての登記 B
- ・権利保護要件としての登記
- ・表意者からの譲受人

【論点4】転得者

- ・悪意の転得者からの善意の転得者
- ・善意の第三者からの悪意の転得者

【論点5】取消後の第三者

- ・96条3項の「第三者」の意義
- ・詐欺取消後の第三者を保護するための法律構成

第5節. 強迫 p31～32

【論点1】取消前の第三者

【論点2】取消後の第三者

【論点3】第三者強迫による取消し

第6章 契約の不当性 p33～35

第1節. 公序良俗違反 p33～34

【論点1】公序良俗違反の判断時期

【論点2】遺言の自由と公序良俗違反

【論点3】動機の不法

第2節. 強行法規違反 p35

【論点1】取締法規違反の法律行為の効力

第7章 代理 p36～56

第1節. 代理制度の必要性 p36

第2節. 代理効果の発生根拠・授權行為の性質 p36

【論点1】代理効果の根拠

【論点2】授權行為の性質

- ・本人側が内部契約を取消した場合における授權行為の帰趨
- ・代理人側が内部契約を取消した場合における授權行為の帰趨

第3節. 有権代理 p37

第4節. 無権代理 p38～45

第1. 無権代理人の責任 p38～40

【論点1】無権代理人と契約責任との関係

【論点2】表見代理成立の抗弁

【論点3】117条2項の「過失」

第2. 無権代理と相続 p41～45

1. 無権代理人が本人を単独相続 p41～42

【論点1】追完の有無

【論点2】本人の追認拒絶後に無権代理人が本人を単独相続した場合

【論点3】無権代理人を相続した者が本人も相続した場合

【論点4】後見人による無権代理行為の追認拒絶

2. 無権代理人が本人を共同相続 p42～43

【論点5】追認不可分説

・無権代理行為全体の追完

・無権代理人の相続分に相当する部分での追完

3. 本人が無権代理人を相続 p43～p44

【論点6】本人による追認拒絶の可否

【論点7】無権代理人の責任の承継

【論点8】特定物給付義務

4. 他人物売買などにおける相続・追認 p44～p45

【論点 9】所有者が他人物売主を相続した場合

【論点 10】他人物の販売委託契約の追認

第5節. 表見代理 p46～56

第1. 109条の表見代理 p46～47

【論点 1】法定代理への適用

【論点 2】白紙委任状

【論点 3】名称使用の許諾と代理権授与表示

第2. 110条の表見代理 p48～51

【論点 1】本人側の過失

【論点 2】「正当な理由」と実印所持等の関係

【論点 3】事実行為の代行権限

【論点 4】公法上の法律行為の代理権

【論点 5】「第三者」（110条）の範囲

【論点 6】署名代理

第3. 112条の表見代理 p52

【論点 1】過去の代理権に対する信頼の要否

第4. 表見代理規定の重畳適用 p53

【論点 1】109条・110条の重畳適用

【論点 2】110条・112条の重畳適用

第5. 日常家事代理権 p54～55

【論点 1】夫婦の一方の法律行為についての他方の責任

・夫婦間での任意代理権の授与

・「日常の家事に関」する法律行為

・「日常の家事に関」する法律行為の範囲を超えた法律行為

第6. 代理権濫用 p56

【論点 1】代理権濫用の効果

第8章 時効 p57～71

第1節. 総論 p57

第2節. 消滅時効 p58～59

【論点 1】時効完成後の債務承認

・時効の利益の放棄に当たるか

・信義則による時効援用権の喪失

【論点 2】時効の中断

・主債務者の承認後の物上保証人による時効援用

・訴訟における留置権の主張

第3節. 取得時効 p60～67

【論点 1】自己物の時効取得

【論点 2】二重譲渡の事案における第1譲受人の取得時効の起算点

【論点 3】不動産賃借権の時効取得

【論点 4】前主の無過失と 10 年の取得時効

【論点 5】相続と 185 条の「新たな権原」

- ・占有の相続の可否
- ・相続された占有にも 187 条の適用があるか
- ・相続を「新たな権原」(185 条)とする自主占有への転換

【論点 6】取得時効による権利取得の第三者への対抗

- ・元所有者
- ・時効完成前の第三者
- ・時効完成後の第三者
- ・時効期間の起算点の任意選択の可否
- ・再度の取得時効完成前の第三者
- ・不動産の取得時効完成後に設定された抵当権と再度の取得時効の完成
- ・土地賃借権の時効取得と抵当不動産の買受人への対抗

第 4 節. 時効の援用 p68～70

【論点 1】「当事者」

【論点 2】後順位抵当権者

【論点 3】第三取得者・物上保証人

【論点 4】詐害行為の受益者

【論点 5】譲渡担保権者からの目的物の譲受人

【論点 6】援用できる範囲

第 5 節. 時効の利益の放棄 p71

第 2 部 物 権

第 1 章 総論 p72

第 2 章 物権的請求権 p73～75

【論点 1】転借権に基づく占有正権原の抗弁の要件事実

【論点 2】物権的請求権の相手方

第 3 章 物権変動 p76～89

第 1 節. 所有権の移転時期 p76

【論点 1】契約による所有権移転時期

第 2 節. 不動産物権変動の対抗要件 p77～81

【論点 1】「第三者」の客観的範囲

- ・共同相続
- ・遺産分割
- ・相続放棄

【論点 2】「第三者」の主観的範囲

- ・ 悪意・背信的悪意
- ・ 背信的悪意者からの転得者
- ・ 善意者からの転得者が背信的悪意者である場合
- ・ 未登記の通行地役権と承役地譲受人

第 3 節. 不動産登記 p82～84

【論点 1】 抵当権設定登記に関する登記保持権原の抗弁

【論点 2】 中間省略登記の可否

第 4 節. 動産物権変動の対抗要件 p85

第 5 節. 動産物権変動と公信の原則 p86～88

【論点 1】「動産」

- ・ 登記・登録された船舶・自動車・航空機
- ・ 金銭

【論点 2】「占有を始めた」こと

- ・ 占有改定
- ・ 指図による占有移転

【論点 3】盗品・遺失物の特則

- ・ 善意占有者の使用収益権
- ・ 盗品返還後の対価弁償請求

第 6 節. 混同 p89

第 4 章 占有権 p90～92

【論点 1】 占有の訴えと本権の訴えの関係

第 5 章 所有権 p93～96

【論点 1】 共有者相互間の明渡請求

- ・ 少数持分権者
- ・ 共有者の一部から占有使用を承認された第三者

第 3 部 担保物権

第 1 章 抵当権 p97～115

第 1 節. 総論 p97

第 2 節. 抵当権の目的物 p98～102

【論点 1】 抵当権の及ぶ範囲 - 従物・従たる権利

- ・ 従物
- ・ 従たる権利

【論点 2】 抵当権の及ぶ範囲 - 不可一体物の分離・搬出

【論点 3】 抵当権侵害に基づく妨害排除請求

- ・妨害排除請求の要件 - 不法占有者
- ・妨害排除請求の要件 - 占有権原を有する者
- ・妨害排除請求の効果
- ・賃料相当額の損害賠償

【論点 4】 抵当権侵害による損害の確定時期

第 3 節. 抵当権に基づく物上代位 p103～109

- 【論点 1】 売却代金
- 【論点 2】 賃料債権
- 【論点 3】 転貸賃料債権
- 【論点 4】 債権譲渡との優劣
- 【論点 5】 債権質との優劣
- 【論点 6】 一般債権者による差押えとの優劣
- 【論点 7】 転付命令との優劣
- 【論点 8】 賃料債権への物上代位と賃借人による相殺
- 【論点 9】 賃料債権への物上代位と敷金充当

第 4 節. 法定地上権 p110～112

- 【論点 1】 成立要件の判断基準時
 - ・土地抵当権が実行された場合
 - ・建物抵当権が実行された場合
- 【論点 2】 土地・建物に対する共同抵当権の設定後の建物取壊・新築
- 【論点 3】 土地の先順位抵当権消滅後における成立要件の判断基準時
- 【論点 4】 土地・建物が共有である場合

第 5 節. 共同抵当の実行 p113～115

- 【論点 1】 債務者所有不動産・物上保証人所有不動産の共同抵当（1）
- 【論点 2】 債務者所有不動産・物上保証人所有不動産の共同抵当（2）
- 【論点 3】 共同抵当権における物上保証人所有不動産の後順位抵当権者の地位
- 【論点 4】 共同抵当権の目的不動産が同一物上保証人に属する場合における後順位
抵当権者の地位

第 2 章 質権 p116～117

- 【論点 1】 動産質権と占有喪失
 - ・質権者の意思に反する占有喪失
 - ・質権者の自由意思による質物返還

第 3 章 留置権 p118～119

- 【論点 1】 留置権の対抗力
- 【論点 2】 295 条 2 項の類推適用
- 【論点 3】 詐欺・脅迫により目的物の占有を取得した者による同時履行の抗弁の制限

第4章 先取特権 p120～122

【論点1】動産売買先取特権に基づく物上代位と一般債権者による差押え

【論点2】動産売買先取特権に基づく物上代位と債権譲渡

【論点3】請負工事に用いられた動産の売主の動産売買先取特権

第5章 譲渡担保 p123～125

【論点1】譲渡担保の法的性質

【論点2】譲渡担保の認定

【論点3】受戻権

【論点4】清算義務

【論点5】換価処分権に基づく目的物の譲渡

【論点6】集合動産譲渡担保

- ・集合譲渡担保の有効性
- ・設定者による目的動産の処分
- ・目的動産滅失に関する損害保険金請求権に対する物上代位

第6章 所有権留保 p126

【論点1】所有権留保の法的性質

【論点2】所有権留保売主の転得者に対する目的物返還請求

- ・権利濫用
- ・権利濫用と判断された場合における目的物所有権の帰属

第4部 債権総論

第1章 債権関係とその内容 p127～132

第1節. 債権関係 p127～128

第2節. 債権の目的 p129～132

【論点1】制限種類債権

【論点2】変更権

第2章 債務不履行

第1節. 履行請求権 p133～135

【論点1】不安の抗弁権

【論点2】事情変更の抗弁

【論点3】代償請求権

第2節. 損害賠償請求権 p136～141

【論点1】安全配慮義務

【論点2】契約締結前の説明義務違反

【論点3】填補賠償（給付に代わる損害賠償）請求が可能となる時期

【論点 4】価格騰貴

- ・ 価格が直線的に騰貴した事案
- ・ 中間最高価格の事案
- ・ 買主が既に具体的な金銭的損失を受けている場合

【論点 5】相当因果関係説

【論点 6】履行補助者

【論点 7】手段債務の不履行と帰責事由の関係

第 3 章 責任財産の保全 p142～160

第 1 節 債権者代位権 p142～148

【論点 1】「債務者の一身に専属する権利」

- ・ 慰謝料請求権
- ・ 離婚の際の財産分与請求権
- ・ 相続人の遺留分減殺請求権

【論点 2】債権者代位権の転用

【論点 3】責任財産の保全以外の目的に基づく代行使

【論点 4】自己への給付請求

- ・ 動産
- ・ 不動産登記
- ・ 金銭

第 2 節 詐害行為取消権 p149～160

【論点 1】詐害行為の判断方法

【論点 2】詐害行為取消権の法的性質

【論点 3】要件の一括認定

【論点 4】通謀虚偽表示との関係

【論点 5】受益者・転得者の不当利得返還請求権の発生時期

【論点 6】不動産の二重譲渡と詐害行為取消権 A

【論点 7】「財産権を目的としない法律行為」

- ・ 離婚に伴う財産分与
- ・ 離婚に伴う慰謝料の合意
- ・ 遺産分割協議
- ・ 相続放棄

【論点 8】自己への給付請求

- ・ 動産
- ・ 不動産登記
- ・ 金銭

【論点 9】現物返還と価格賠償の関係

第 4 章 弁済 p161～179

第 1 節 弁済とこれに関連する制度 p161～170

第1. 弁済の意義 p161

第2. 弁済の提供 p162～165

【論点1】口頭の提供に必要とされる「弁済の準備」の程度

【論点2】口頭の提供すら不要な場合

【論点3】債務者が弁済の準備をできない状態にある場合

第3. 受領遅滞 p166～168

【論点1】受領遅滞の法的性質

第4. 代物弁済 p169～172

【論点1】要件事実(1) - 代物弁済契約による代物の所有権移転

【論点2】要件事実(2) - 代物弁済による債務の消滅

第2節. 弁済の当事者 p171～176

第1. 弁済者 p171～172

【論点1】「利害関係」の意味

第2. 無権限者への弁済 p173～176

1. 非債弁済 p173

2. 債権の準占有者に対する弁済 p173～176

【論点1】詐称代理人

【論点2】指名債権の劣後譲受人

【論点3】定期預金担保貸付けと相殺

3. 受取証書の持参人に対する弁済 p176

第3節. 弁済者代位 p177～179

【論点1】一部弁済と代位

- ・一部代位者による単独での抵当権実行の可否
- ・配当面での優劣
- ・1個の抵当権が数個の債権を担保し、そのうちの1個の債権のみについての保証人が当該債権に係る残債務全額につき代位弁済をした場合

第5章 相殺 p180～188

【論点1】受働債権の弁済期の現実の到来

【論点2】逆相殺

【論点3】「債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた」

【論点4】受働債権差押後に取得した債権による相殺

第6章 債権譲渡 p188～214

第1節. 総論 p188

第2節. 債権譲渡自由原則 p189～193

【論点1】譲渡禁止特約の物権的効力

【論点2】「善意の第三者」に対する譲渡禁止特約の対抗不能

- ・「善意」の内容
- ・転得者

- ・債務者の事後承諾

【論点 3】譲渡禁止特約付き債権についての転付命令

第 3 節. 将来債権の譲渡・債権譲渡の予約 p194～197

【論点 1】将来債権譲渡

- ・目的債権の特定性
- ・債権発生の可能性（確実性）
- ・公序良俗違反
- ・債権の移転時期

【論点 2】債権譲渡予約

- ・目的債権の特定性
- ・予約時における譲渡債権額の不確定
- ・公序良俗違反
- ・第三者対抗要件

【論点 3】債権譲渡担保

- ・法的構成
- ・取立権限留保型集合債権譲渡担保契約における第三者対抗要件

第 4 節. 債務者対抗要件 p198～200

【論点 1】譲受人を特定しない譲渡前の承諾

第 5 節. 第三者対抗要件 p201～206

【論点 1】いずれの債権譲渡も第三者対抗要件を具備している場合

【論点 2】確定日付のある証書による通知が同時に到達した場合

- ・譲受人と債務者との関係
- ・譲受人相互間（分配請求権）

【論点 3】債権者不確知を原因とする供託

- ・同時到達
- ・到達時先後不明

第 6 節. 抗弁の承継原則 p207～209

【論点 1】「通知を受けるまでに…生じた事由」

【論点 2】債権譲渡と相殺

第 7 節. 抗弁の切断 p210～214

【論点 1】譲受人の善意・無過失

【論点 2】債権発生原因である契約の公序良俗違反

【論点 3】抵当権の復活

- ・債務者との関係
- ・第三者との関係

第 7 章 債務引受・履行引受・契約引受 p215～217

第 8 章 多数当事者の債権関係 p218～229

第 1 節. 分割債権・不可分債権・分割債務・不可分債務 p218～219

第2節. 連帯債務 p220～221

第3節. 不真正連帯債務 p222

【論点1】不真正連帯債務者の一人に対する債務免除の効力

第4節. 保証債務 p223～229

【論点1】主債務の発生原因である契約が取消可能である場合

【論点2】解除による原状回復義務・損害賠償義務

・債務不履行解除

・合意解除

【論点3】保証人からの相殺

【論点4】主債務者を相続した保証人による保証債務の弁済

第5部 契約

第1章 契約総論 p230～247

第1節. 契約に共通する理論 p230～233

【論点1】内心の意思の一致

【論点2】内心の意思の不一致

【論点3】慣習による表示の意味の確定

第2節. 契約の効力 p234～239

第1. 同時履行の抗弁 p234～235

【論点1】不動産売買契約における不動産引渡義務

【論点2】建物買取請求権

【論点3】造作買取請求権

第2. 危険負担 p236～238

【論点1】534条の債権者主義の適用制限

第3. 第三者のためにする契約 p239

第3節. 契約の解除 p240～247

第1. 解除の機能 p240

第2. 解除の要件 p240～244

【論点1】帰責事由不要構成

【論点2】付随義務・付随的義務の違反を理由とする債務不履行解除

・付随義務違反

・付随的義務違反

【論点3】複数の契約の一部の債務不履行による契約全部の解除

第3. 解除の効果 p245～247

【論点1】545条1項但書の趣旨

【論点2】「第三者」の客観的範囲

【論点3】「第三者」の主観的要件

【論点 4】登記・引渡し

【論点 5】解除後の第三者

第2章 贈与 p248～249

【論点 1】死因贈与に遺言の撤回自由に関する規定（1022 条）が準用されるか

第3章 売買 p250～273

第1節. 総論 p250

第2節. 手付 p251～254

【論点 1】「当事者の一方が契約の履行に着手」

- ・「契約の履行に着手」
- ・「当事者の一方」

【論点 2】違約手付との併存

- ・償額の予定としての違約手付
- ・違約罰としての違約手付

第3節. 売主の担保責任 p255～273

第1. 他人物売買 p255～257

【論点 1】責任の性質

【論点 2】買主の使用利益返還義務

【論点 3】悪意の買主の損害賠償請求

第2. 権利の一部が他人に属する売買 p258～259

【論点 1】責任の性質

【論点 2】除斥期間

- ・「買主が…事実を知った時」
- ・権利保存要件

第3. 数量不足・原始的一部滅失 p260～261

【論点 1】責任の性質

【論点 2】損害賠償の範囲

第4. 目的物の利用制限 p262～263

【論点 1】責任の性質

【論点 2】強制競売における敷地利用権の不存在

第5. 担保物権による制限 p264

【論点 1】責任の性質

第6. 強制競売により買い受けた物の権利の瑕疵 p265

第7. 債権の売買の売主の資力担保責任 p265

第8. 物の瑕疵担保責任 p266～273

【論点 1】契約責任説

- ・責任の性質
- ・「売買の目的物」の意味

- ・瑕疵の有無の判断基準時
- ・原始的瑕疵
- ・損害賠償の内容
- ・完全履行請求権

【論点 2】法定責任説

- ・責任の性質
- ・「売買の目的物」の意味
- ・完全履行請求権
- ・瑕疵の有無の判断基準時
- ・損害賠償の内容

【論点 3】最高裁の立場

【論点 4】「隠れた」の主張立証責任

【論点 5】「瑕疵」の判断基準

【論点 6】敷地賃借権付建物売買における敷地の欠陥

【論点 7】瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権の消滅時効

第4章 消費貸借 p274～276

【論点 1】準消費貸借契約

- ・旧債務の発生原因事実についての主張立証責任の所在
- ・有因性
- ・新旧債務間の同一性

第5章 使用貸借 p277～278

【論点 1】賃貸借と使用貸借の区別

第6章 賃貸借 p279～297

第1節. 賃貸借契約の終了に基づく目的物返還請求 p279～284

第1. 土地賃貸借契約の終了に基づく建物収去土地明渡請求 p279～283

第2. 建物賃貸借契約の終了に基づく建物明渡請求 p283～284

第2節. 賃貸人の地位の移転 p285～288

第1. 新所有者の賃借人に対する所有権に基づく返還請求 p285～286

【論点 1】売買は賃貸借を破る

【論点 2】対抗要件の抗弁

【論点 3】占有権原の抗弁

第2. 新所有者の賃借人に対する賃貸人の地位の主張 p286～288

【論点 1】賃貸目的物の所有権移転に伴う賃貸人の地位の移転

- ・契約による所有権移転
- ・契約解除による所有権の回復

【論点 2】賃借人の承諾

【論点 3】所有権移転登記の要否

【論点 4】賃借権の対抗要件具備の主張立証責任

第 3 節 関連論点 p289～298

【論点 1】敷金

- ・敷金返還請求権の発生時期・敷金により担保される範囲
- ・賃貸借契約の終了に基づく目的物返還義務と敷金返還義務の関係
- ・当然充当
- ・賃借人からの充当請求
- ・賃貸人の地位の移転と敷金関係の承継
- ・賃借権の譲渡に伴う敷金関係の承継
- ・賃貸借契約終了後の賃貸目的物の所有権移転に伴う敷金関係の承継

【論点 2】賃借権の無断譲渡・無断転貸

- ・信頼関係破壊の法理
- ・法人の構成員・機関の変動
- ・借地上建物への譲渡担保権の設定

【論点 3】債務不履行による賃貸借契約の解除と承諾転貸の帰趨

【論点 4】建物買取請求権・造作買取請求権の制限

【論点 5】賃借権の放棄・合意解除・更新拒絶

- ・賃借権の放棄・合意解除
- ・土地賃貸借契約における借地権の放棄・合意解除
- ・賃借人による基本賃貸借の更新拒絶

【論点 6】他人名義の建物登記と借地借家法 10 条 1 項

【論点 7】賃貸目的物の後発的滅失と賃料債務の帰趨

【論点 8】賃借人死亡後の同居人の保護

第 7 章 雇用 p298～299

第 8 章 請負 p300～313

【論点 1】仕事完成前の既履行部分に対応する請負代金請求権

【論点 2】仕事完成前の目的物の滅失・損傷と危険負担

【論点 3】加工の法理からの立論（完成した目的物の所有権の帰属）

【論点 4】注文者・請負人間の特約の下請負人に対する拘束力

【論点 5】請負人の瑕疵担保責任の適用時期

【論点 6】建物の建替費用相当額の損害賠償請求

【論点 7】瑕疵修補に代わる損害賠償請求権と請負代金請求権の全体としての同時履行関係

【論点 8】瑕疵修補に代わる損害賠償請求権を自働債権とする相殺をする相殺

【論点 9】637 条以下の除斥期間への 508 条の類推適用

【論点 10】建物建築の設計者・施工者・工事管理者の過失

【論点 11】元請負人の下請負人（又はその従業員）に対する安全配慮義務

第9章 委任 p313～315

【論点1】受任者の利益のためにも締結された委任契約の解除

第10章 寄託 p316～317

第11章 組合 p318～319

第12章 和解 p320～321

【論点1】和解と錯誤

第6部 法定債権関係

第1章 事務管理 p322～324

【論点1】対外的関係

第2章 不当利得 p325～331

【論点1】誤振込み

【論点2】預金債権の帰属

【論点3】転用物訴権

【論点4】騙取金銭による弁済

【論点5】第三者に対する貸付金の交付による借主の利得

第3章 不法原因給付 p332～335

【論点1】強制執行逃れのための財産隠匿

【論点2】不法な原因に基づく債務を担保するための抵当権設定登記

【論点3】不法原因給付の返還合意

【論点4】物権的請求権

・物権的返還請求権に708条が適用されるか

・給付物の所有権の帰属

【論点5】損益相殺についての708条類推適用

第4章 不法行為 p336～353

第1節 不法行為制度 p366～341

第1. 成立要件 p336～338

【論点1】間接損害

第2. 損害賠償請求権者 p339～340

【論点1】傷害事案における近親者の慰謝料請求権

【論点2】その他の近親者の慰謝料請求権

・内縁の妻

- ・ 未認知の子
- ・ 祖父母・孫・兄弟姉妹

第3節. 期間制限 p341

第2節. 責任無能力者の監督義務者等の責任 p342～343

【論点1】責任能力を有する未成年者の監督義務者の不法行為責任

第3節. 使用者責任 p344～346

【論点1】使用関係

【論点2】事業執行性

- ・ 取引的不法行為
- ・ 危険物から生じた事実的不法行為
- ・ 暴行などの被用者の主体的行為ないし私的逸脱行為

【論点3】求償関係など

- ・ 使用者からの求償
- ・ 被用者からの逆求償
- ・ 使用者からの損害賠償請求

第4節. 注文者の責任 p347

第5節. 動物占有者の責任 p347

第6節. 工作物責任 p348

第7節. 共同不法行為責任 p349～351

【論点1】「共同の不法行為」

【論点2】故意過失行為と権利利益侵害との間の因果関係

【論点3】求償関係

- ・ 共同不法行為者間の求償関係
- ・ 共同不法行為者の一方による、他方の共同不法行為者の使用者に対する求償
- ・ 一方の共同不法行為者の使用者による他方の共同不法行為者の使用者に対する求償
- ・ 共同不法行為者の一方に使用者が複数いる場合における使用者間の求償関係

【論点4】寄与度減責

【論点5】共同不法行為における過失相殺

第8節. 過失相殺 p352～353

【論点1】被害者の身体的特徴

【論点2】被害者側の過失

第7部 親族・相続

【論点1】内縁関係

- ・ 成立要件・性質
- ・ 財産分与規定

【論点2】非嫡出子の法的地位

【論点3】相続の要件事実

【論点4】遺産共有

- ・金銭債権・金銭債務
- ・連帯債務
- ・金銭
- ・遺産中の賃貸不動産の賃料債権
- ・預金債権

【論点 5】 相続させる旨の遺言

- ・「特定の遺産を特定の相続人に相続させる」旨の遺言
- ・「相続させる」旨の遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合

【論点 6】 親権者の法定代理権

- ・利益相反行為の判断基準
- ・親権者の法定代理権の濫用の効果
- ・親権者の法定代理権の濫用の意義

第3部 担保物権

第1章 抵当権

第1節. 総論

1. 意義

抵当権は、被担保債権が弁済されない場合に、抵当不動産の交換価値から他の債権者に優先して被担保債権の満足を受けることができる約定担保物権である。

2. 性質

①優先弁済的効力

抵当権は、抵当不動産の交換価値から他の債権者に優先して被担保債権の満足を受けることができる権利である。

②付従性

被担保債権の存在は、抵当権の成立・存続の要件である。

③随伴性

被担保債権の移転に伴い、抵当権も当然に移転する。

そして、被担保債権の譲渡について対抗要件が具備されれば、抵当権についての対抗要件は不要である。

④不可分性

抵当権は、被担保債権の一部弁済後も、全額の弁済を受けるまでは、抵当不動産全部の交換価値を把握する（372条・296条）。

⑤物上代位権

抵当権に基づく抵当不動産の交換価値の支配は、抵当不動産自体のみならず、抵当不動産の価値代替物にも及ぶ（372条・304条）。

⑥非占有担保

抵当権は、抵当不動産の「占有を移転しない」で占有と使用収益権限（使用価値）を設定者に留保するものであり、もっぱら抵当不動産の交換価値を支配することを内容とする担保物権である（369条1項）。

⑦絶対性

抵当権者は、抵当不動産の交換価値の支配は万人に対して主張できる。

3. 成立要件

①被担保債権の発生原因事実

→付従性

②①の債権を被担保債権とする抵当権設定契約

→約定担保物権

③設定者が②の抵当権設定契約締結当時、当該不動産を所有していたこと

→物権契約

第2節. 抵当権の目的物

【論点1】 抵当権の及ぶ範囲 - 従物・従たる権利

付合物（原則として独立の所有権を失う）については付合の時期を問わず、従物については抵当権設定時から既に存在するものであれば、「抵当不動産…に付加して一体となっている物」（370条本文）として抵当権の効力が及ぶことに異論はない（道垣内136頁）。

そして、抵当不動産について抵当権の対抗要件が具備されていれば、不可一体物については、別個に対抗要件を具備しなくても、抵当権の効力が及んでいることを第三者に対抗できる（判例・通説）。

〈論証1〉 従物

抵当権設定後に抵当不動産に付属した従物についても抵当権の効力が及ぶか。

↓

抵当権が抵当不動産の交換価値を支配する価値権である（内田Ⅲ388頁）ことにかんがみ、「付加して一体となっている物」とは、担保評価の際に抵当不動産と経済的に一体をなしていると評価される物を意味すると解すべきである（内田Ⅲ395頁）。

↓

そして、従物が主物に従属してその経済的効用を高めるものであることから、抵当不動産の従物は、抵当権設定と付属の前後関係を問わず、抵当不動産と経済的に一体をなしていると評価される物として「付加して一体となっている物」に含まれ、抵当権の効力が及ぶと解する。

※1. 判例（最判 S44.3.28 - 百 I 82）は、従物に対する抵当権の効力の対抗要件を認めるに当たって 370 条を援用しているが、抵当権の効力が従物にまで及ぶことについては条文上の根拠について明言していない。しかし、その根拠も 370 条に求めていると考えてよい。なぜならば、従物に対する抵当権の効力の対抗要件が抵当権設定登記によって具備されるというのは、それが抵当権の本来の効力の中にあるということであり、同時にそれは、従物に対する効力も抵当権の効力の範囲に関する条項によって律せられるという意味を持つからである（百 I 82 解説）。

※2. 370 条を根拠とする見解では、抵当権設定後に付属した従物についても抵当権の効力が及ぶ。これに対し、87 条 2 項を根拠とする見解では、抵当権設定時までに付属した従物についてのみ抵当権の効力が及ぶ。ただし、競売開始決定に伴う差押えを抵当不動産に対する「処分」とみることにより、差押えの効力を抵当権設定後に付属した従物に及ぶという構成は取り得る（東京高判 S53.12.26）。

※3. 不可一体物について設定者に所有権がないのであれば、抵当権の効力は不可一体物に及ばないのが原則である。370 条は不可一体物についての処分権限の欠缺を治癒するものではないからである。ただ、94 条 2 項類推適用によって、抵当権者が不可一体物についての抵当権を取得する余地がある（道垣内 139 頁）。

〈論証 2〉 従たる権利

抵当不動産の従たる権利（ex.借地権）についても、抵当権の効力が及ぶか。

↓

確かに、従たる権利は「物」ではないから、370 条本文を直接適用できない。

↓

しかし、抵当権が抵当不動産の交換価値を支配する価値権であることにかんがみ、「付加して一体となっている物」とは、担保評価の際に抵当不動産と経済的に一体をなしていると評価される物を意味すると解すべきである。

↓

そして、抵当不動産の従たる権利は、抵当不動産の経済的効用を高めるものであり、抵当不動産と経済的に一体をなしていると評価されるものである。

↓

したがって、抵当不動産の従たる権利については、370 条本文類推適用により、抵当権の効力が及ぶと解する（最判 S40.5.4 - 百 I 83）。

※ 本判決は、建物抵当権の効力が敷地賃借権に及ぶことを肯定したが、そうであっても、競落人が敷地賃借権を土地所有者に対抗できるためには、土地所有者の承諾が必要である（612 条 1 項）。

ただし、土地所有者が自身に不利となるおそれがないにもかかわらず承諾しない場合には、裁判所は、競落人の申立てにより、土地所有者の承諾に代わる許可を与えることができる（借地借家法 20 条）。

※ 不可一体物であっても、①設定行為で抵当権排除の定めをした場合、②付着行為が 424 条の詐害行為取消しの要件をみたす場合には、抵当権の効力が及ばない（370 条但書）。ただし、①排除合意が認められるのは、抵当不動産とは独立の所有権の対象となる物のみであり、抵当不動産に付合してその本質的構成部分になっていると評価される物（＝強い付合）については認められない（道垣内 141 頁）。

【論点 2】 抵当権の及ぶ範囲 - 不可一体物の分離・搬出

不可一体物が分離・搬出された場合、当該物が不可一体物としての性質を失うから、抵当権実行のための差押えの効力の範囲からはずれ、抵当権者は当該物から優先弁済を受けることができなくなる。そこで、当該物を不可一体物としての範囲内に回復するためのものとして、抵当権に基づく物権的返還請求権が認められるべきである。なお、分離・搬出前であれば、妨害予防請求（又は妨妨排除請求）が可能である。

問題は、不可一体物が分離・搬出された場合に、当該物は不可一体物としての性質を失い、抵当権の効力も及ばなくなる結果、抵当権に基づく物権的返還請求権も認められなくなるのではないかという点である（道垣内 180 頁）。

↓

抵当権が抵当不動産の交換価値を支配する価値権であることからすれば、いったん不可一体物としてその交換価値を抵当権により支配された以上、その後、抵当不動産から分離・搬出され不可一体物でなくなった物であっても、従前の交換価値の支配内容を回復するためのものとして、抵当権の効力が及ぶというべきである。

↓

他方で、取引安全の要請もあるから、第三者が当該物を即時取得（192 条）した

場合には、第三者に対し抵当権の効力を対抗できなくなると解すべきである（内田Ⅲ444 頁参照）。

↓

なお、抵当権は抵当不動産全体の交換価値を支配する権利である（372 条・296 条）から、抵当権に基づく物権的返還請求権の要件として、目的物の交換価値が被担保債権額を下回ることまでは不要であると解すべきである（道垣内 181 頁）。

※ 道垣内 181 頁は「搬出によって当該物について抵当権の効力が及んでいることの対抗要件が喪失したといわざるをえないが、当該物の占有者が設定者であるときは、もちろん対抗要件の不備を主張することはできないし、当該物が抵当不動産上に存する時点で当該物の処分を受けた第三者であるときも、その者に対しては、抵当権者は対抗要件喪失後も抵当権の効力が当該物に及んでいることを主張できると解される。当該第三者は、いったん抵当権の対抗を受けた者だからである。ただし、搬出後に抵当不動産外で当該物についての処分を受けた者に対しては、その者が背信的悪意者である場合を除き、抵当権の対抗要件が喪失した後に登場した者だからである。」とする。これは、抵当権が登記を対抗要件とする権利であることにかんがみ、当該物が登記による公示に含まれている時点、すなわち当該物が抵当不動産上に存する時点で処分を受けた第三者であるかどうかで、第三者に対する抵当権の対抗の可否を区別しているのであろう（百Ⅰ(6 版)89 解説参照）。

- - - - - サンプルのため、以下省略 - - - - -

判例索引

- ・ 大判 M37.6.22 p305
- ・ 大判 M38.10.7 p199
- ・ 大判 M39.3.3 p224
- ・ 大判 M41.1.23 p176
- ・ 大判 M41.6.20 p154
- ・ 大判 M41.11.14 p154
- ・ 大判 M41.12.15 (百 I 52) p77
- ・ 大判 T 元.12.27 p200
- ・ 大判 T2.1.24 p274
- ・ 大連判 T3.12.22 p200
- ・ 大判 T3.12.25 p117
- ・ 大判 T3.12.26 p305
- ・ 大判 T4.2.9 p200
- ・ 大判 T4.3.27 p200
- ・ 大判 T4.10.22 p305
- ・ 大判 T6.6.27 p241
- ・ 大判 T6.7.10 p240
- ・ 大判 T7.5.9 p305
- ・ 大判 T7.7.10 p323
- ・ 大判 T7.8.14 p234
- ・ 大判 T7.12.4 p163
- ・ 大判 T7.12.7 p173
- ・ 大判 T8.11.22 p349
- ・ 大判 T9.7.23 p19
- ・ 大判 T10.5.17 p246
- ・ 大判 T10.6.7 (百 I 19) p233
- ・ 大判 T10.7.8 p88
- ・ 大判 T13.4.25 p198
- ・ 大判 T13.10.7 (百 I 10) p12
- ・ 大判 T14.7.8 p64
- ・ 大判 T15.2.16 p339
- ・ 大連判 T15.5.22 p139
- ・ 大判 T15.5.29 p173
- ・ 大判 S2.2.25 p237
- ・ 大判 S2.6.22 p173
- ・ 大判 S5.3.10 p290
- ・ 大判 S5.10.10 p198
- ・ 大判 S6.3.22 p252

- ・ 大判 S6.4.7 (百Ⅱ40) p178
- ・ 大判 S6.8.7 p63
- ・ 大判 S6.9.16 p154
- ・ 大判 S7.1.26 p235
- ・ 大判 S7.3.2 p64
- ・ 大判 S7.5.27 p101
- ・ 大判 S7.10.6 p1
- ・ 大判 S7.10.6 p340
- ・ 大判 S7.12.6 p201
- ・ 大判 S8.2.13 p87
- ・ 大判 S8.4.18 p200
- ・ 大決 S8.8.18 p212
- ・ 大判 S9.11.20 p87
- ・ 大判 S10.10.1 (百Ⅰ11) p13
- ・ 大判 S11.2.25 (百Ⅱ68) p319
- ・ 大判 S12.7.7 p132
- ・ 大判 S12.9.17 p58
- ・ 大判 S13.5.14 p191
- ・ 大判 S13.12.17 p19
- ・ 大判 S14.7.7 p246
- ・ 大判 S15.2.5 p111
- ・ 大判 S15.9.18 (百Ⅰ47) p72
- ・ 大判 S15.9.28 p183
- ・ 大判 S17.5.20 p46
- ・ 大判 S17.9.30 (百Ⅰ53) p27、p29
- ・ 大判 S18.3.19 p34
- ・ 大判 S18.7.20 p305
- ・ 大判 S19.6.28 (百Ⅰ18) p232
- ・ 大判 S19.12.22 (百Ⅰ33) p53
- ・ 最判 S24.5.31 p237
- ・ 最判 S24.10.4 p252
- ・ 最判 S28.1.22 p334
- ・ 最判 S28.5.29 p200
- ・ 最判 S29.4.8 (百Ⅲ65) p356
- ・ 最判 S29.4.30 p164
- ・ 最判 S29.12.21 p240
- ・ 最判 S30.10.18 (百Ⅱ1) p131、p132
- ・ 最判 S31.4.6 p294
- ・ 最判 S31.11.16 p278
- ・ 最大判 S32.6.5 p164

- ・ 最判 S32.9.19 p79
- ・ 最判 S33.6.14 (百Ⅱ71) p25、p320
- ・ 最判 S33.6.20 (百Ⅰ50) p76、p129
- ・ 最判 S33.8.5 p339
- ・ 最判 S33.9.18 p9
- ・ 最判 S34.5.14 p234
- ・ 最判 S34.6.19 p356
- ・ 最判 S34.6.25 p234
- ・ 最判 S35.2.9 p294
- ・ 最判 S35.2.11 (百Ⅰ65) p87
- ・ 最判 S35.2.19 (百Ⅰ29) p49
- ・ 最判 S35.3.18 (百16) p35
- ・ 最判 S35.4.12 p278
- ・ 最判 S35.6.17 p75
- ・ 最判 S35.6.24 p131
- ・ 最判 S35.7.27 p65
- ・ 最判 S35.10.21 (百Ⅰ28) p47
- ・ 最判 S36.4.14 p183
- ・ 最判 S36.4.20 p15
- ・ 最大判 S36.7.19 (百Ⅱ16) p149、p156
- ・ 最判 S36.7.20 p65
- ・ 最判 S36.11.21 (百Ⅱ46) p243
- ・ 最判 S36.11.30 p323
- ・ 最判 S36.12.12 p50
- ・ 最判 S36.12.15 (百Ⅱ53) p269
- ・ 最判 S37.4.20 (百Ⅰ35) p41、p43
- ・ 最判 S37.5.25 p334
- ・ 最判 S37.8.10 (百Ⅰ38) p45
- ・ 最判 S37.8.21 (百Ⅱ36) p174
- ・ 最判 S37.10.2 (百Ⅲ47) p360
- ・ 最判 S37.12.25 p297
- ・ 最判 S38.2.21 p295
- ・ 最判 S38.2.22 (百Ⅰ56) p77
- ・ 最判 S38.4.23 p142
- ・ 最大判 S38.10.30 p59
- ・ 最判 S38.11.28 p19
- ・ 最判 S38.12.24 (百Ⅱ74) p327
- ・ 最判 S39.5.23 (百Ⅰ27) p46
- ・ 最判 S39.10.13 p297
- ・ 最判 S39.10.15 (百Ⅰ8) p10

- ・ 最判 S40.3.4 (百 I 67) p92
- ・ 最判 S40.5.4 (百 I 83) p99
- ・ 最判 S40.6.4 p25
- ・ 最大判 S40.6.30 (百 II 24) p227
- ・ 最判 S40.9.10 p25
- ・ 最判 S40.9.21 (百 I 51) p83
- ・ 最判 S40.11.24 (百 II 49) p252
- ・ 最判 S40.12.7 p339
- ・ 最判 S41.1.21 p252
- ・ 最大判 S41.4.20 (百 I 42) p58
- ・ 最判 S41.4.27 (百 II 58) p296
- ・ 最判 S41.5.19 (百 I 71) p96
- ・ 最判 S41.6.9 p86
- ・ 最判 S41.7.28 p333
- ・ 最判 S41.9.8 p256
- ・ 最判 S41.10.27 p278
- ・ 最判 S41.11.18 p350
- ・ 最判 S41.11.22 p64
- ・ 最判 S41.12.20 (百 II 33) p216
- ・ 最判 S41.12.23 (百 II 9) p135
- ・ 最判 S42.1.20 (百 III 72) p78
- ・ 最判 S42.2.21 p297
- ・ 最判 S42.4.20 (百 I 26) p56
- ・ 最判 S42.4.28 p297
- ・ 最判 S42.7.21 (百 I 44) p61
- ・ 最判 S42.10.27 p69
- ・ 最判 S42.10.27 (百 II 29) p210、p211
- ・ 最判 S42.10.31 p19、p20
- ・ 最判 S42.10.31 p28
- ・ 最大判 S42.11.1 p339
- ・ 最判 S42.11.9 p344
- ・ 最判 S43.2.23 p243、p244
- ・ 最判 S43.8.2 p79
- ・ 最判 S43.8.20 p260
- ・ 最判 S43.10.8 (百 III 45) p360
- ・ 最判 S43.11.15 (百 II 95) p337
- ・ 最判 S44.2.13 p6
- ・ 最判 S44.3.28 (百 I 82) p98
- ・ 最判 S44.5.1 p164
- ・ 最判 S44.6.24 (百 II 12) p145

- ・ 最判 S44.7.4 p9
- ・ 最判 S44.7.17 p290
- ・ 最判 S44.7.25 p52
- ・ 最判 S44.9.12 p305
- ・ 最判 S44.10.30 p90
- ・ 最判 S44.11.6 p131
- ・ 最判 S44.12.18 (百Ⅲ8) p54
- ・ 最判 S44.12.19 p40
- ・ 最判 S45.3.26 p26
- ・ 最判 S45.4.10 p192
- ・ 最判 S45.5.21 p71
- ・ 最判 S45.6.18 p60
- ・ 最大判 S45.6.24 p8
- ・ 最大判 S45.6.24 (百Ⅱ44) p185
- ・ 最判 S45.7.15 p58
- ・ 最判 S45.7.16 p329
- ・ 最判 S45.7.24 p19
- ・ 最判 S45.7.28 (百Ⅰ32) p53
- ・ 最判 S45.8.20 p164
- ・ 最判 S45.8.20 p348
- ・ 最判 S45.9.22 (百Ⅰ21) p22
- ・ 最判 S45.10.21 (百Ⅱ79) p334
- ・ 最判 S45.12.4 p86
- ・ 最判 S46.1.26 (百Ⅲ71) p78
- ・ 最判 S46.2.19 p290
- ・ 最判 S46.3.25 (百Ⅰ96) p123
- ・ 最判 S46.3.25 p198
- ・ 最判 S46.4.23 p287
- ・ 最判 S46.6.3 p49
- ・ 最判 S46.7.16 (百Ⅰ77) p119
- ・ 最判 S46.11.5 (百Ⅰ55) p61
- ・ 最判 S46.11.19 (百Ⅱ19) p159
- ・ 最判 S46.12.16 (百Ⅱ11) p166
- ・ 最判 S47.2.7 p75
- ・ 最判 S47.2.18 p42
- ・ 最判 S47.3.23 p228
- ・ 最判 S47.4.20 (百Ⅱ8) p139
- ・ 最判 S47.5.25 p249
- ・ 最判 S47.11.16 (百Ⅰ76) p119
- ・ 最判 S48.2.2 (百Ⅱ61) p289、p290

- ・ 最判 S48.6.7 (百Ⅱ94) p337
- ・ 最判 S48.6.21 p19
- ・ 最判 S48.6.28 p19
- ・ 最判 S48.7.3 (百Ⅰ35) p43
- ・ 最判 S48.7.12 p259
- ・ 最判 S48.7.19 p190
- ・ 最判 S48.10.9 (百Ⅰ9) p10
- ・ 最判 S48.11.16 (百Ⅱ103) p341
- ・ 最判 S48.12.14 p69
- ・ 最判 S49.3.7 (百Ⅱ31) p204
- ・ 最判 S49.3.19 (百Ⅱ62) p288
- ・ 最判 S49.3.22 (百Ⅱ89) p342
- ・ 最判 S49.7.22 (百Ⅲ46) p361
- ・ 最大判 S49.9.4 p44
- ・ 最判 S49.9.20 p158
- ・ 最判 S49.9.26 (百Ⅰ23) p28
- ・ 最判 S49.9.26 (百Ⅱ77) p330
- ・ 最判 S49.11.21 p199
- ・ 最判 S49.12.17 p340
- ・ 最判 S50.2.25 (百Ⅱ2) p136
- ・ 最判 S50.2.28 p126
- ・ 最判 S50.3.6 p146
- ・ 最判 S50.7.17 p276
- ・ 最判 S50.12.1 p160
- ・ 最判 S50.12.8 p207
- ・ 最判 S51.2.13 (百Ⅱ50) p255
- ・ 最判 S51.3.4 p310。p311
- ・ 最判 S51.3.25 p353
- ・ 最判 S51.4.23 p9
- ・ 最判 S51.6.25 (百Ⅰ30) p48
- ・ 最判 S51.7.8 (百Ⅱ91) p345
- ・ 最判 S52.2.22 p237
- ・ 最判 S52.3.17 p191
- ・ 最判 S53.2.24 (百Ⅲ49) p361
- ・ 最判 S53.3.6 - 百Ⅰ45) p62
- ・ 最判 S53.7.18 p205
- ・ 最判 S53.10.23 (百Ⅱ17) p159
- ・ 最判 S53.12.22 (百Ⅱ63) p290
- ・ 東京高判 S53.12.26 p98
- ・ 最判 S54.1.25 (百Ⅰ69) p13

- ・ 最判 S54.1.25 p159
- ・ 最判 S54.4.17 p82
- ・ 最判 S54.7.10 p182
- ・ 最判 S55.1.11 p204
- ・ 最判 S55.1.24 p149
- ・ 最判 S55.1.24 p275
- ・ 最判 S55.7.11 p145
- ・ 最判 S55.9.11 p18、p19
- ・ 最判 S56.1.19 (百Ⅱ69) p314
- ・ 最判 S56.2.17 p301、302
- ・ 最判 S57.1.21 (百Ⅱ51) p261
- ・ 最判 S57.9.7 p87
- ・ 最判 S57.12.17 (百Ⅱ22) p221
- ・ 最判 S59.2.16 p300
- ・ 最判 S59.2.23 (百Ⅱ38) p175
- ・ 最判 S60.5.23 (百Ⅰ91) p114
- ・ 最判 S60.5.23 p179
- ・ 最判 S60.7.19 (百Ⅰ79) p120
- ・ 最判 S60.11.29 (百Ⅱ48) p248
- ・ 最判 S61.4.11 (百Ⅱ37) p174、p209
- ・ 最判 S61.11.20 (百Ⅰ12) p33
- ・ 最判 S61.11.27 p178
- ・ 最判 S62.1.20 p18
- ・ 最判 S62.6.5 (百Ⅰ46) p62
- ・ 最判 S62.7.7 (百Ⅰ34) p39、p40
- ・ 最判 S62.11.10 p125
- ・ 最判 S63.3.1 p41
- ・ 最判 S63.4.21 p352
- ・ 最判 S63.5.20 p96
- ・ 最判 S63.7.1 (百Ⅱ35) p171
- ・ 最判 S63.7.1 (百Ⅱ93) p350
- ・ 最判 H元.9.14 (百Ⅰ24) p23
- ・ 最判 H元.10.27 (百Ⅰ84) p103
- ・ 最判 H元.12.21 p341
- ・ 最判 H3.4.2 (百Ⅱ54) p271
- ・ 最判 H3.4.11 p312
- ・ 最判 H3.4.19 - 百Ⅲ86 p359
- ・ 最判 H3.10.25 p350
- ・ 最判 H3.11.19 p326
- ・ 最判 H4.2.27 p160

- ・ 最判 H4.4.10 (百Ⅲ63) p357
- ・ 最判 H4.6.25 p352
- ・ 最判 H4.10.20 p259
- ・ 最判 H4.11.6 (百Ⅰ92) p114
- ・ 最判 H4.11.6 (百Ⅱ30) p213
- ・ 最判 H4.12.10 (百Ⅲ48) p361、p362
- ・ 最判 H5.1.21 (百Ⅰ36) p42
- ・ 最判 H5.2.26 p123
- ・ 最判 H5.3.30 (百Ⅱ32) p205
- ・ 最判 H5.10.19 (百Ⅱ67) p305
- ・ 最判 H6.2.8 (百Ⅰ49) p75
- ・ 最判 H6.2.22 (百Ⅰ97) p124
- ・ 最判 H6.9.13 (百Ⅰ6) p42
- ・ 最判 H6.12.20 (百Ⅰ90) p112
- ・ 最判 H7.3.10 p59
- ・ 最判 H7.9.19 (百Ⅱ76) p329
- ・ 最判 H7.11.10 p123
- ・ 最判 H8.3.19 (百Ⅰ7) p9
- ・ 最判 H8.4.26 (百Ⅱ72) p328
- ・ 最判 H8.10.14 (百Ⅱ60) p292
- ・ 最判 H8.10.29 (百Ⅰ58) p79
- ・ 最判 H8.10.29 (百101) p352
- ・ 最判 H8.11.12 (百Ⅰ64) p63
- ・ 最判 H8.11.12 (百Ⅱ47) p244
- ・ 最判 H9.2.14 (百Ⅰ89) p111
- ・ 最判 H9.2.14 (百Ⅱ68) p310
- ・ 最判 H9.2.25 - 百Ⅱ65 p293
- ・ 最判 H9.6.5 (百Ⅱ27) p191
- ・ 最判 H9.7.1 (百Ⅱ43) p134
- ・ 最判 H9.7.15 p310
- ・ 最判 H9.7.17 p292
- ・ 最判 H9.11.11 p212
- ・ 最判 H9.12.18 p178
- ・ 最判 H10.1.30 (百Ⅰ85) p104
- ・ 最判 H10.2.13 (百Ⅰ60) p80
- ・ 最判 H10.3.26 (百Ⅰ88) p106
- ・ 最判 H10.5.26 (百Ⅱ78) p331
- ・ 最判 H10.6.11 (百Ⅰ25) p15
- ・ 最判 H10.6.12 (百Ⅱ18) p149
- ・ 最判 H10.6.12 p341

- ・ 最判 H10.6.22 p69
- ・ 最判 H10.7.17 p42
- ・ 最判 H10.9.10 (百Ⅱ23) p222
- ・ 最判 H10.12.18 (百Ⅰ78) p121
- ・ 最判 H11.1.29 (百Ⅱ28) p194
- ・ 最判 H11.2.26 p69
- ・ 最判 H11.6.11 (百Ⅲ68) p157
- ・ 最判 H11.10.21 (百Ⅰ41) p68
- ・ 最判 H11.11.30 p244
- ・ 最判 H12.3.9 (百Ⅲ18) p157
- ・ 最判 H12.3.10 (百Ⅲ24) p354
- ・ 最判 H12.4.7 p96
- ・ 最判 H12.4.14 p104
- ・ 最判 H12.4.21 p195
- ・ 最判 H12.6.27 (百Ⅰ66) p88
- ・ 最判 H13.2.22 p258
- ・ 最判 H13.3.13 p107
- ・ 最判 H13.3.13 (百Ⅱ102) p351
- ・ 最判 H13.7.10 p70
- ・ 最判 H13.11.22 (百Ⅲ92) p145
- ・ 最判 H13.11.22 (百Ⅰ99) p197
- ・ 最判 H13.11.27 p195、p196
- ・ 最判 H13.11.27 (百Ⅱ54) p273
- ・ 最判 H14.1.29 p341
- ・ 東京地判平 14.3.8 p24
- ・ 最判 H14.3.12 p106
- ・ 最判 H14.3.28 p108
- ・ 最判 H14.3.28 p289
- ・ 最判 H14.3.28 (百Ⅰ3) p295
- ・ 最判 H14.9.24 p309
- ・ 最判 H15.2.21 (百Ⅱ73) p329
- ・ 最判 H15.3.25 p345
- ・ 最判 H15.4.18 (百Ⅰ13) p33
- ・ 最判 H15.7.11 p351
- ・ 最判 H15.10.10 p270、p308
- ・ 最判 H15.10.31 p66
- ・ 最判 H15.12.11 p58
- ・ 最判 H16.4.27 (百Ⅱ104) p341
- ・ 大阪高判 H16.7.6 p84
- ・ 最判 H16.11.12 p345

- ・ 最判 H16.11.18 (百Ⅲ22) p354
- ・ 最判 H17.1.27 p179
- ・ 最判 H17.2.22 p121
- ・ 最判 H17.3.10 (百Ⅰ86) p100～101
- ・ 最判 H17.9.8 (百Ⅲ64) p357
- ・ 最判 H18.1.17 (百Ⅰ57) p65
- ・ 最判 H18.2.7 (百Ⅰ95) p123
- ・ 最判 H18.2.23 (百Ⅰ22) p21、p22
- ・ 最判 H18.7.20 (百Ⅰ98) p125
- ・ 最判 H18.10.20 (H18 重判 6) p124
- ・ 最判 H19.3.8 (百Ⅱ75) p326
- ・ 最判 H19.7.6 (百Ⅰ88) p111
- ・ 最判 H19.7.6 (百Ⅱ82) p312
- ・ 最判 H20.6.10 p335
- ・ 最判 H20.6.24 p335
- ・ 最判 H21.11.9 (H22 重判 8) p326
- ・ 最判 H22.6.1 - 百Ⅱ52 p271
- ・ 最判 H22.12.2 (H22 重判 6) p125
- ・ 最判 H22.12.16 (H23 重判 4) p83
- ・ 最判 H23.1.21 (百Ⅰ94) p66
- ・ 最判 H23.2.22 (H23 重判 14) p359
- ・ 最判 H23.4.22 (百Ⅱ4・H23 重判 7) p137
- ・ 最判 H23.10.18 (百Ⅰ37) p44
- ・ 最判 H24.3.16 (百Ⅰ93) p66
- ・ 最判 H25.2.26 (H25 重判 4) p80
- ・ 最判 H25.2.28 (百Ⅱ43) p181、p183
- ・ 最判 H25.9.13 (H25 重判 3) p229
- ・ 最大決 H28.12.19 p358